

## 議案第54号

### 北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正について

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年6月25日提出

北名古屋市長 長瀬 保

#### 提案理由

この案を提出するのは、利用料の免除及び還付に係る規定を整備するため並びに令和2年度における北名古屋市立学校の夏季休業日に変更されたことに伴い、夏季休業日利用料を変更するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「利用料の納付が困難」を「必要」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（利用料の不還付）

第8条 既に納入した利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和2年度における夏季休業日利用料の特例）

2 別表第2の規定にかかわらず、令和2年8月の夏季休業日利用料は1,100円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条から第10条までの規定は、令和2年3月1日から適用する。